

改訂版 はじめに

1980年代から始まったインターネットと、その後のテクノロジーの急激な発展により、私たちの生活に大きな変化がありました。

それは、デジタルデータの増加です。いまや私生活でもビジネスでも、目に見える有体物ではなく、目に見えないデジタルデータをやりとりするケースのほうがメインとなりつつあります。

デジタルデータには、さまざまな種類があります。PC(パソコン)やカメラなどのデジタル機器に保存されている文書や写真ファイルなどは、比較的イメージしやすいでしょう。一方、ここ10年ほどスマートフォン等のデバイスの登場により増加しているのが、インターネット上に存在するデジタルデータです。たとえばオンラインの銀行口座、証券口座、FX口座、電子マネー、暗号資産などの金融データの他、Webサイト、動画、SNSアカウント、NFT、ゲーム内トークンなど資産としての価値が不透明なものもあります。これらの中には、税務上検討が必要な「デジタル資産(財産)」も含まれています。

デジタル資産の増加に伴い、インターネット回線を通じてデジタルデータを取引する「電子取引」も爆発的に増加しました。インターネットでできることが飛躍的に増えたのです。

このように、社会は急速にデジタルをメインとした社会へと移行しましたが、税制は大部分が「モノ」の取引を前提として作られています。したがって、デジタル資産・電子取引をそのまま現状の税制にあてはめることが難しい部分もあります。実際、筆者もお客様からの相談で判断に迷うことが多くあります。しかし、今後さらなるデジタル社会へと移行するにあたり、この論点は外せないものです。

本書は、デジタル資産・電子取引の税務に強くなりたいという税理士の方を対象に、デジタル社会への移行に伴って生じる税務上の論点について、実例を踏まえて紹介するものです。

2021年6月に本書の初版が出版された当時、「デジタル資産」という言葉は、今ほど一般的ではありませんでした。一方、亡くなった方のデジタル資産（遺産）に関する税務上の取扱いが不透明であるなど、潜在的な問題が既にあったのです。本書の初版は、法制度の枠組みが整っていない中、いち早い税務の解説書を目指したチャレンジな内容でした。

初版発行から約2年経過しましたが、その間この分野では大きな進展がありました。初版の執筆時に登場したNFTが瞬く間にブーム化し、ブロックチェーン技術による次世代のインターネットのあり方を「Web3」と表現することが一般的となりました。当時一部のギーク（その分野で突出した知識がある人のこと）しか利用していなかった暗号資産やNFTを利用する人が増え、さらには政府も世界のWeb3の流れに遅れまいと政策を進めています。当時不明瞭であった暗号資産やNFTの税務上の取扱いも、国税庁のQ&Aを通じて明確な見解が発表されました。

筆者のもとにも、この2年間でデジタル資産に関わるセミナーや執筆依頼が増えました。税理士の方からだけでなく、某大学で本書初版がテキストとして使用され、かつオンライン講師として招かれるなど、税理士以外の方からも反響がありました。あるIT起業家のDAO（分散型自律組織）に招待され、その税務に関するアドバイザーを務める経験もしました。

改訂版では、この2年間の動きを踏まえた上で、直近の税制改正、最新版の国税庁Q&Aに対応した内容となっています。

本書の構成は、以下の通りです。

第1に、本書で取り扱う「デジタル資産」「電子取引」の定義を確認します。

「デジタル資産=暗号資産& NFT」といった見解もありますが、本書ではデジタル資産を「目に見えないデジタルデータで、資産性のあるもの」と大きく捉えて解説します。

電子取引については、近年注目されている電子帳簿保存法との関係を踏まえ、実際にどのような取引があるのか、具体的な例を挙げて解説します。

第2に、デジタル資産のビジネス・投資の税金の実務的な留意点を解説します。

具体的には、社会のデジタル化・働き方の多様化によって可能となった、デジタル資産を活用したビジネスの所得税・法人税を確認します。主に、暗号資産、NFTを使ったビジネスの他、YouTuberやブロガーなど従来から盛んなインターネットを主流としたビジネスについても解説します。企業の副業解禁等により、今後も個人・小規模企業を中心としたビジネスは盛んに行われると考えます。これらのビジネスの仕組みと、税務上気をつけるべき論点を解説します。

第3に、デジタル資産を譲渡した場合の税金（法人税・所得税）を検討します。

まず、デジタル資産の譲渡が課税の対象となるか検討します。次に、実際にデジタル資産の譲渡が行われた場合の税務を検討します。

第4に、デジタル資産・電子取引に関わる消費税の取扱いを検

討します。

消費税は、「どこで」消費が行われたかが重要です。しかし、デジタル資産・電子取引は目に見えないものであり、国境を軽々と越えてしまうため、「どこで」消費が行われたかを判定することが困難です。そこで、電子取引と関係の深い、平成 27 年に創設された「国境を越える電気通信利用役務の提供」に係る税務を確認します。次に、具体的なデジタル資産・電子取引を例に、消費税の取扱いを検討します。また、デジタル社会における、仕入税額控除の要件、本年から始まるインボイス制度のあり方についても整理します。

第 5 に、デジタル資産の相続税・贈与税を検討します。

従来は、目に見える有体物（土地・建物などの不動産、金庫の中の現金、紙の通帳で管理される預貯金、骨董品など）を確認すれば、故人の財産の大枠を把握することができました。一方、デジタル資産が増加した現代は、有体物だけでなく PC やスマートフォン等のデジタル機器の中やインターネット上に存在するデジタルデータも確認しないことには、故人の全財産を把握することが難しくなっていました。しかし、デジタルデータを確認するためには、パスワードの問題をまず解決する必要があります。中には家族がデジタルデータを確認するために何度もパスワードを入力してしまい、すべて消去されてしまった事例もあります。このような問題に対してデジタルフォレンジック（デジタルデータが保存されているデバイスに記録されている情報の分析調査）を行う業者も、近年注目を浴びています。プライバシーも含め、この問題は今後増えていくでしょう。

本書では、まず各デジタル資産が相続税・贈与税の課税対象となるのかを検討します。次に、デジタル資産の相続・贈与が行われた場合の財産評価の方法を検討します。

第6に、国境を越える電子取引の税務を検討します。

現在の日本 / 世界のルールでは、事業所得について、事務所等の物理的な拠点 (PE) を基準に、その国で課税するかを決めています。しかし、電子取引の増加によって、物理的な拠点を持たずにビジネスを行うことが可能となったにもかかわらず、税制が追いついていません。また、二国間の税金のルールである租税条約はあるものの、各国によって税金の取扱いは大きく異なります。そのため、このような状況を利用して行われる租税回避が問題となっています。これは大企業だけでなく、小規模な法人・個人でも同様です。

そこで、まず日本に拠点を持たない非居住者・外国法人の税制を整理します。次に、デジタル社会における現在の税制の限界を検討します。さらに、この問題を解決するために OECD (経済協力開発機構) が 2013 年に立ち上げた、BEPS プロジェクトの概要を整理します。具体的には、これまでの OECD 租税委員会の話合いの経緯、それを踏まえた日本での税制改正を振り返ります。最後に、国境を越える電子取引の具体的な税務を解説します。

第7に、電子取引と深い関係のある電子帳簿保存法について検討します。

なぜここで電子帳簿保存法に触れるかということ、電子取引の増大により、その重要性が高まっているからです。電子取引の場合、従来必要とされていた紙の請求書・領収書等が存在しません。データをデータのまま保存することが原則です。その要件となる電子帳簿保存法の理解が必須となるのです。

これまで、税務に関する書類は紙で保存することが原則でした。データで保存するためには、電子帳簿保存法に従った厳しい要件を満たす必要がありました。この結果、電子帳簿保存法を適用できる企業は大手に限られ、人・予算が足りない中小企業にとって、デジ

タル化を目指すのは難しい状況にありました。

しかしこのような状況が近年、電子帳簿保存法のたび重なる改正によって変わりつつあります。今まで中小企業のハードルとなっていたデジタル化の要件が、次々と緩和されているからです。

緩和の背景には、さまざまな要因があります。ひとつは、少子高齢化による人材不足を補うために、電子取引によるデジタル化を進める必要がある点です。さらに、2020年から流行した新型コロナウイルス感染症によるリモートワークの広がりも、政府がデジタル化を推奨する要因となっているでしょう。

このような状況で筆者は、お客様と近い立場の税理士こそ、電子取引によるデジタル化をみずから進め、支援していくべきだと考えています。電子帳簿保存法によるデジタル化の要件は、一般の人が見てもわかりづらいため、ITベンダーとともに税理士がサポートする必要があります。

そこで本書では、まず電子帳簿保存法の概要と近年の改正内容に触れます。次に、デジタル社会における電子帳簿保存法の実務上の課題を、具体的に検討します。

最後に、実際に筆者が受けた相談を含む、デジタル資産と電子取引に関する相談事例集を紹介します。ネットビジネス、暗号資産投資、国境を越える電子取引、デジタル資産の相続・贈与等、近年のデジタル社会への移行を反映した相談が多く含まれています。イメージが湧きやすいかと思しますので、ぜひ参考にしてください。

2023年7月

戸村 涼子



改訂版 はじめに 1

第1章

デジタル資産・電子取引とは

第1節 デジタル資産とは 14

① 保存先別分類 14

② 形態別分類 17

 暗号資産のウォレットの種類 27

第2節 電子取引とは 29

① 電子取引の意義 29

② 電子取引の種類 30

 代替不可能なデジタル資産 NFT の活用 32

第2章

デジタル資産・電子取引の税務

第1節 デジタル資産のビジネス・投資の税金 38

① インターネット広告 39

② デジタルコンテンツの販売 46

- ③ 暗号資産 51
- ④ NFT 64
- ⑤ DAO 68
- ⑥ メタバース 70
-  税理士もデジタル資産体験 72
-  新しい組織の形態 DAO 77

第2節 デジタル資産の譲渡の税務 79

- ① 「資産」とは 79
- ② デジタル資産の譲渡に係る税金 79
- ③ 個人がデジタル資産を譲渡した場合の税務 82
- ④ 法人がデジタル資産を譲渡した場合の税務 86
- ⑤ デジタル資産の時価をどう評価するか 89

第3節 デジタル資産に係る消費税とインボイス制度 91

- ① デジタル資産の消費税の課税対象の判定 91
- ② インボイス制度とデジタル資産の関係 102

第4節 デジタル資産に係る相続税・贈与税 114

- ① 相続税の概要 114
- ② 贈与税の概要 114
- ③ デジタル資産は相続税・贈与税対象の財産になるか 115
- ④ デジタル資産の財産評価 120
-  生前に整理しておきたいデジタル遺産 125

第5節 国境を越えるデジタル資産・電子取引の税務 128

- ① 非居住者・外国法人の課税の概要 128
- ② 「PE なければ課税なし」の国際ルール 131

- ③ 国外転出時課税 132
 - ④ 国境を越えるデジタル資産の税制の検討と課題 133
 - ⑤ 最近の OECD による議論と、日本の税制改正 134
 - ⑥ 国境を越える電子取引の具体例 138
- コラム** デジタル社会におけるグローバルな働き方に対する税金の課題 144

第3章

電子取引に係るデジタル化——電子帳簿保存法

第1節 電子帳簿保存法の概要 148

- ① 電子帳簿保存法とは 148
- ② 電子帳簿保存法の構成 149
- ③ 近年の電子帳簿保存法（電子取引の取引情報の保存）の改正 150

第2節 電子取引の保存の要件 154

- ① 取引情報とは 154
- ② 電子取引とは 154
- ③ 保存要件 155
- ④ 電子取引ごとの必要なデータ 157
- ⑤ 消費税の仕入税額控除との関係 160
- ⑥ デジタル資産の電子取引保存の具体例 161

第3節 実務上の留意点・政府の動き 164

- ① 紙取引から電子取引に移行する 164
- ② 電子インボイス制度に向けて 166

③ 最近の行政のデジタル化への取組み 166

コラム 税理士のデジタル化 168

第4章 相談事例

第1節 デジタル資産・電子取引全般に関する相談 172

- ① 他人のアカウントで得たアフィリエイト収入 172
- ② 海外で得たアフィリエイト収入 173
- ③ 海外で日本のクラウドソーシングサイトを利用して得た収入 174
- ④ 海外のクラウドソーシングを通じて外貨で得た収入の為替レート 176
- ⑤ 非居住者が日本の顧客向けに行うオンラインサロンサービス 177
- ⑥ 海外のFX取引所で発生した損失の損益通算の可否 178
- ⑦ 非居住者が日本のFX取引所を通じて得た利益 179
- ⑧ 暗号資産のレンディング（貸付け）で稼いだ利用料 180
- ⑨ 暗号資産のステーキングで稼いだ利益 181
- ⑩ 暗号資産のステーキングで生じた損失 182
- ⑪ ゲーム内で取得したNFT、トークンの確定申告 183
- ⑫ ブロックチェーンゲームで取得したトークンの取得時が不明である場合 185
- ⑬ Defiにおける利息獲得時が不明である場合 186
- ⑭ DAOの税務申告 187

第2節 デジタル資産の譲渡に関する相談 189

- ① 個人が持っている YouTube チャンネルの法人への譲渡・
国外転出時課税 189
- ② 暗号資産、NFT の所得計算 191
- ③ 自分で作成した NFT の売却 193
- ④ 購入した NFT の売却 194

第3節 デジタル資産・電子取引に関する消費税の相談 195

- ① 海外の非居住者に対するアフィリエイトサイトの売却
195
- ② 非居住者が行う日本の居住者向けのオンラインコンサル
ティング 196
- ③ 海外のゲーム開発業者が行う、プラットフォームを通じた
日本のユーザー向けのゲームアプリの販売 198
- ④ 個人が Amazon の Kindle で出版を行った場合のロイヤリ
ティ収入 199
- ⑤ 登録国外事業者でない事業者に対して支払う電気通信役務
提供サービス 200
- ⑥ ブLOGGER・アフィリエイターへのインボイス制度の影響
201
- ⑦ 暗号資産・NFT ビジネスにおけるインボイス制度の影響
202

第4節 デジタル資産の相続・贈与の相談 204

- ① 暗号資産の贈与 204
- ② パスワードがわからない暗号資産の相続 205
- ③ ブログサイト・アフィリエイトサイトの相続 207

第5節 デジタル化に関する相談 209

- ① クラウド経費精算ソフトを使っている場合の領収書の保存 209
- ② 電子取引で売上を上げている場合のデータの保存 211
- ③ NFTの売買をした場合のデータの保存 213

凡例

所法 所得税法

法法 法人税法

消法 消費税法

電子帳簿保存法 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類
(電帳法) の保存方法等の特例に関する法律

電帳法一問一答 電子帳簿保存法一問一答 (Q&A) (国税庁情報)

評基通 財産評価基本通達

- ・本書に記載の製品名は、各社の登録商標、商標、または商品名です。本文中ではTMや®等を省略しています。
- ・本書に記載の内容は、2023年7月時点のものです。

第 1 章

デジタル資産・ 電子取引とは



2

3

4

第1節

デジタル資産とは

そもそも「デジタル資産（財産）」に、確たる定義はありません。

最近では、特に暗号資産・NFTを指してデジタル資産とするケースが増えています。デジタル庁の資料でも、「分散型技術台帳を用いたもの＝デジタル資産」としているものがあります（「デジタル社会の実現に向けた重点計画」令和4年6月7日など）。

ただし、実務上課題になるのは暗号資産やNFTに限りません。本書では、これらを含め、「目に見えない無形の財産」を総称してデジタル資産として定義し、これを保存先別・形態別に整理します（便宜上の分類であり、必ずしもこれが唯一の分類方法ではない点、ご了承ください）。

① 保存先別分類

まずは、デジタル資産の保存先（オフラインまたはオンライン）別に整理します（図表1-1）。暗号資産など、オフライン・オンラインいずれにも存在するものもあります。

図表 1-1 デジタル資産の保存先別分類



(1) オフライン上のデジタル資産

オフライン、つまりインターネットに繋がれていないPC（パソコン）、スマートフォン、タブレット、デジタルカメラ、USBメモリ、SDカード等のデジタル機器とその中のデータです。

デジタル機器そのものは、従来から相続財産として認知されてきました。同様に、これまではそのデジタル機器の中に保存してあるデータも、デジタル機器と一体のものとしていたケースが多いと考えられます。つまり、データが存在していても、相続税・贈与税の対象になることは想定されていなかったと考えられます。

しかし、現代においてPC、スマートフォンは1人1台所有することは珍しくありません。その容量も以前と比較にならないくらい増えているため、これらの機器内のデータも無視できない状況となりました。中には重要な契約や権利のデータが保存されているケースもあるため、相続・贈与における場面では中身を把握することが重要です。

特に、暗号資産やNFTを保管するウォレット（財布のようなもの）のように、金銭的価値が明らかであるものは真っ先に確認が必要で

しょう。

ウォレットには、取引所が提供するアプリなどオンライン上のものの他、紙に印刷して保管するペーパーウォレット、デバイスに保管するハードウェアウォレット（ハードウォレットともいう）などオフライン上のものがあります。これらのウォレットは、秘密鍵（2つの鍵を使ってやりとりする公開鍵暗号方式で、自分だけしか持っていない鍵）、パスワード、リカバリーフレーズ（ウォレットへのアクセスができなくなった場合の復元ワード）で厳重に管理されます。特に物理的なデバイスで管理するハードウェアウォレットは、インターネットに接続されていない分、第三者がその存在を把握することが困難です。

(2) オンラインのデジタル資産

インターネット上に存在するデジタル資産を指します。オフライン上のデジタル資産と比較して、近年飛躍的に増加しました。

たとえば、インターネットバンキングを利用した銀行口座、ネット証券の口座、FX口座、取引所に保管した暗号資産、NFT、電子マネー、ポイントなどの金融資産のほか、ブログサイト・アフィリエイトサイト、電子書籍・音楽等のデジタルコンテンツなど多くのものが挙げられます。今後もこのようなオンライン上のデジタル資産が、どんどん増えていくでしょう。

オンライン上のデジタル資産のうち、インターネットバンキングを利用した銀行口座、ネット証券口座、FX口座、暗号資産取引所の口座などの金融資産については、運営会社と所有者がはっきりしており、オンライン上にデータが残るため比較的把握がしやすいでしょう。所得税・法人税の計算上必要となる取引履歴も、各運営会社から入手することができます。また、相続税・贈与税の計算上も、

これらの金融資産の財産評価は、比較的かんたんに行うことができます。

一方、上記の金融資産以外にもオンライン上のデジタル資産は無数に存在しており、その取扱いがいまだ不明なものが多いです。たとえば、広告収入を生み出しているデジタルコンテンツや、ロイヤリティが発生している電子書籍などです。

まず、所得税・法人税の計算にあたってはこれらのデジタル資産を中心とした事業がどのように収益を生み出しているのか、事業の構造を把握することが必要です。さらに、これらオンライン上のデジタル資産が譲渡された場合の所得税、法人税、消費税の取扱いも検討する必要があります。

次に、相続税・贈与税の計算にあたっては、まずサービスの運営会社（サーバレンタル会社、ASP¹ など）がある場合には契約関係を確認することが必要です。他人への相続・贈与を明確に禁止している運営会社もあります。とはいえ、規約があるからといって、それで税務上の問題が発生しない保証はありません（実際に、アカウント変更によるデジタル資産の相続・贈与は起こる可能性があります）。税務は税務として、別途検討が必要です。

② 形態別分類

次に、デジタル資産を形態別に分類します。

¹ ASP……Affiliate Service Provider。広告主と広告掲載者の仲介を行う業者。

(1) 金融資産

まずはデジタル金融資産です。特に相続・贈与の場面で、真っ先に確認する必要のあるものです。

(ア) インターネットバンキングの銀行口座

インターネットバンキングの銀行口座とは、インターネット上で入出金の確認、振込み等ができる口座のことです。インターネット専業銀行の他、従来の銀行もほとんどがサービスを展開させており、銀行窓口に行く時間のない忙しい現代人には欠かせないものとなっています。

もっとも、インターネットバンキングの銀行口座は従来の銀行口座（紙の通帳で管理する口座）と本質的に取扱いが異なるものではありません。税務の観点からはあらたな論点はなく、むしろ捕捉率が上がったことが変化といえるでしょう。口座がデジタル化されたことによって、事業活動にあたってはリアルタイムで取引情報を入手できるようになりました。また、相続・贈与の場面においても、インターネットの履歴から、すぐに口座の入出金の情報を知ることができるようになりました。

(イ) インターネット証券口座

インターネット証券口座とは、インターネット上で株式やFX（Foreign Exchange の略。外国為替証拠金取引のこと）等の金融商品の購入、売却等ができる口座のことです。ここ数年でインターネット専業の証券会社も増加し、購入できる金融商品も増えました。中には人の手を介さずAIが自動的に投資をするロボアドバイザーなども登場し、一般の人も気軽に投資できる環境が整ってきています。

これらも、従来の窓口や電話で取引をする証券口座と本質的に

異なるものではありません。インターネットバンキングの銀行口座と同様に、取引がデジタル化されたことによる、新たな税務上の論点はありません。

(ウ) 電子マネー・QRコード決済

電子マネー・QRコード決済は、特定の企業が運営・管理するキャッシュレスの支払手段のことで、近年普及が加速しています。電子マネーの代表的なものとして、SuicaやPASMOなどの交通系電子マネーの他、iD、QUICKPay、楽天Edyなどが挙げられます。あらかじめ現金をチャージしておくプリペイド型、クレジットカードと連動して後払いになるポストペイ型があります。QRコード決済の代表的なものとしては、PayPay、楽天Payなどが挙げられます。

電子マネー・QRコード決済はチャージ上限額が定められており、比較的少額の決済に使われています。また、払戻しや譲渡・相続の可否については、運営会社によってバラバラです。たとえばPayPayの場合、最大の残高は100万円、1日の支払可能金額は50万円までで、必要な手続きを経て確定した相続人を除き、契約を第三者に譲渡・相続させることはできないとされています(PayPay利用規約より)。ただ、電子マネー・QRコード決済残高が相続税・贈与税の対象となることはあまり知られていないので、お客様とお話するときに共有しておいたほうが良いでしょう。

事業環境の整備の面からは、これらのキャッシュレス決済によって大きな変化が生まれようとしています。

そのひとつが、2023年10月1日から始まる消費税のインボイス制度です。インボイス制度とは、消費税の仕入税額控除の要件に、インボイス登録番号等を記載したインボイス(適格請求書。

以下「インボイス」で統一)の保存を義務付ける制度です。このインボイス制度をより円滑に行うために検討されているのが、インボイスをデジタル化する「電子インボイス」です。電子インボイスを実現するためには、電子取引が前提のキャッシュレス決済が欠かせません。

2つめが、電子帳簿保存法です。電子帳簿保存法とは、税務上保存が義務付けられている帳簿書類を、紙ではなくデータで保存することの要件について定めたものです。この電子帳簿保存法と電子マネー・QRコード決済などのキャッシュレス決済については関連が深く、近年何度か改正が行われています(電子帳簿保存法については第3章で詳しく見ていきます)。

(エ) ポイント・マイル

ポイント・マイルとは、物品購入やサービス利用に応じて、購入者に一定の条件で与えられる点数のことです。商品やサービスに交換できる、そのままお金として利用できる、などさまざまな特典が与えられます。これらのポイント・マイルについては、事業活動で利用した場合の消費税の取扱いが特殊なため、注意が必要です。また、電子マネー・QRコード決済と同様、払戻しや譲渡・相続の可否については運営会社によってバラバラです。規約を確認した上で、相続税・贈与税の対象となる財産として認識しておく必要があります。

(オ) 暗号資産

暗号資産とは、硬貨や紙幣のような実体を持っていない、インターネット上でやりとりできる財産価値を指します。ブロックチェーン技術(取引を暗号技術を使って複数の端末で分散的に記録する仕組み)によって、高いセキュリティ力が維持されている

点が特徴です。

2019年5月に改正資金決済法と改正金融商品取引法が可決・成立する前までは「仮想通貨」と呼ばれていました。つまり、「資産」という名前がついてはいますが、もともとは通貨、すなわち決済手段として主に使われることを目的とされていました。

しかし、暗号資産は価格のボラティリティ（変動性）の高さ、決済の時間の長さにより、実店舗への導入があまり進んでいません。したがって、通貨というより資産としての側面が強くなっており、その点を踏まえた税務の検討が必要となります。詳しくは第2章で解説します。

(2) 金融資産以外のデジタル資産

次に、金融資産以外のデジタル資産として、以下のものが挙げられます。

(ア) NFT

NFT (Non-Fungible Token の略。非代替性トークンの意) は、ブロックチェーン上に記録される、所有者が誰かを証明できる唯一無二のデータです。画像や音楽データのほか、テキストなどあらゆるデジタルデータは NFT 化できます。

NFT には、何かの証明に特化し譲渡不可のもの (SBT ; ソウルバウンドトークン)、特定の用途に特化したもの (ユーティリティトークン)、コミュニティに属すること等を目的とした投票権付きのもの (ガバナンストークン) など、さまざまな種類があります。

NFT は、2021 年に入ってから急速に注目を浴びました。当初は特に「NFT アート」に注目が集まり、海外で有名なアーティストの NFT が高額で落札されたことがきっかけで、日本でも

ブームが広がりました。

NFTの一番の特徴は、デジタルデータという本来所有権がないものについて、「誰が所有しているか」を証明できる仕組みを取り入れ、価値をつけたことです。これによって、コピー可能なデータに大きな価値が認められるようになりました。NFTを売買できるプラットフォームで、自分の作品を販売してお金を稼ぐクリエイターの方が増えました。

また、NFTは「ブロックチェーンゲーム」とも深く関係があります。ブロックチェーンゲームとは、ゲーム内でNFTを売買したり、暗号資産を稼ぐことができるゲームです。ゲームを通じて獲得したNFTや暗号資産は、ゲーム外で売買することによって法定通貨を得られることから、流行しました。日本でも2021年から2022年にかけて、ブロックチェーンゲームで暗号資産を稼ぐ方が増えました。

これを受けて、NFTに関する税務上の取扱いが国税庁から発表されるに至りました。詳しい説明は第2章以降で行います。

(イ) デジタルコンテンツ

NFTだけでなく、さまざまなデジタルコンテンツは、インターネット上で売買することが可能です。たとえば、ロイヤリティが発生している電子書籍や有料の記事などです。これらは、書籍・雑誌などの「モノ」の形にする必要がないため、小規模事業者でも手軽に、インターネット上で販売できます。販売場所を提供する場であるプラットフォーム²と、そのプラットフォームを運営

² プラットフォーム……ユーザーに役立つ便利な機能を提供する場。たとえば、Amazonのマーケットプレイス（主に個人がAmazonを通じて物販を行うことができるサービス）など。

するプラットフォーム³も後押ししています。

これらはいくまでプラットフォームから利用する権利を与えられているものですが、実態として譲渡や相続と同様のことが発生した場合の税務上の取扱いが不明瞭なものが多いです。そこで、これらの事業の内容と所得税・法人税の計算上注意すべき点、デジタルコンテンツの譲渡・相続が発生した場合の取扱いについて、第2章以降で検討します。

(ウ) ブログサイト・アフィリエイトサイト

近年、会社だけでなく個人でも、自分のホームページを持つことが気軽にできるようになりました。

その理由として、インターネットの普及と、サーバを自前で持たなくても良くなったことがあります（サーバの一部を利用して応じて支払う「レンタルサーバ」がメインです）。また、ホームページ構築に必要な HTML や CSS などのプログラミング言語を知らなくても、簡単にホームページを作成できるサービスの登場も理由のひとつです。

ホームページを持つだけでは収益は発生しませんが、ホームページ上に広告を貼ることによって、その広告に何らかのアクション（訪問者がクリックしたときなど）が生じたときに広告収入が発生します。個人の日記のような Web ページ等に広告を貼る形式（ブログサイト）、他社の商品を紹介する形式（アフィリエイトサイト）など、さまざまなものがあります。これらを事業として個人で行う「ブロガー」「アフィリエイター」といわれる人たちもいます。これらの事業は Google 等のプラットフォームが深く関わっており、税務を行うにあたっては仕組みの理解

³ プラットフォーマー……プラットフォームを運営する会社。

が必要です。

さらに、注意したいのがブログ・アフィリエイトサイトを譲渡したとき、相続・贈与が発生したときの取扱いです。もちろん、サーバを管理しているのは外部の運営会社である以上、ブログ・アフィリエイトサイトは個人の所有物ではないのですが、(運営をやめても広告がある限り収入が発生し続けるという) その特性上、収益を生み出すデジタル資産としての側面も見逃せません。このようなことから、特に相続・贈与の場面で問題が発生する可能性があります。

(四) 動画

ここ数年でネット回線の速度が大幅にアップした影響もあり、個人の発信が、ブログなどの文章から動画へと移り変わってきています。個人だけでなく、会社がPRとして動画を作り、発信する場合もあります。これらの動画は、ホームページ上に設置する場合もあれば、YouTubeやTikTokなど動画投稿サイトに設置する場合もあります。本書では、YouTubeに設置された動画を中心に解説します。

YouTube動画は、視聴数がある程度伸びると広告収入が発生します。2023年5月現在、チャンネル(ユーザーの動画がまとめられた場所)登録者数1,000人以上、年間総再生時間4,000時間以上であることが条件です。ジャンルによりますが、「1再生あたり0.1円～」の広告収入が発生します。YouTuberと呼ばれる人たちは、この広告収入により稼いでいます。1回あたりの収益は少なくても、チャンネル登録者数が多いと月に数百万円稼ぐケースもあります。

動画チャンネルもブログ・アフィリエイトサイトと同様、広告収入を生み出す「資産」としての側面があります。したがって、

規約を確認した上で、実際に譲渡や相続・贈与が発生した場合の取扱いも検討する必要があります。

(例) SNS アカウント

インターネットの普及によって馴染みとなったのが、SNS (Social Networking Service) です。登録した利用者が互いに交流できる、Webサイトの会員制サービスのようなものといえます。代表的なものとして、Facebook、X (Twitter)、Instagram、LINE などがあります。

これらのサービスの特徴は、匿名性が高いことです。Facebook は実名で登録することが通常ですが、X (Twitter)、Instagram、LINE は匿名でも登録することが可能です。一方、実名で登録し、プライベートだけでなくビジネスにも活用している人もいます。さらに、会社の公式アカウントも多く存在し、ビジネスでも SNS の活用は必須となりつつあります。

本書では、SNS アカウントは次に説明する一身専属性の色が濃く、譲渡・相続等の税務の論点は少ないと考えられるため、触れません。

(3) 一身専属性

上記で説明した多くのオンラインサービスは利用規約上「一身専属性」(権利または義務が、個人に専属し、第三者(相続人含む)に移転しない性質のこと。民法 896 条ただし書き)を定めており、譲渡・相続・贈与のように第三者に所有権を移転させることを意図していないため、税務上の論点はないように思われます。

ただし、規約に定められているからといって、必ずしも一身専属性が認められるわけではないと考えられます(実際、アカウントの

変更手続等で実質的に譲渡・相続・贈与が行われるケースもあります)⁴。したがって、一身専属性の問題に関わらず、譲渡・相続・贈与の税務上の論点は残るということになります。

本書では、規約に関わらず、実際に譲渡・相続・贈与が発生した場合の税務上の取扱いを検討します。

⁴ 「各アカウントにおいて一身専属性が認められるかどうかについては、利用規約の確認にとどまらず、利用規約の表示方法や故人による明確な合意の有無等を総合的に検討する点に注意が必要である」という見解もあります（伊勢田篤史「デジタル遺品の相続実務と生前対策」、市民と法 No.120（2019.12））。

著 者

戸村 涼子

税理士。戸村涼子税理士事務所代表。フリービズコンサルティング合同会社代表社員。

生まれは東京・四ツ谷。大学卒業後、外資系企業、上場企業、税理士法人を経て2016年4月に横浜で独立開業を果たす。主に中小企業社長、フリーランス向けにクラウド会計ソフト導入・運用支援、税務サポートを行っている。得意分野は、ネットビジネス、暗号資産、非居住者の税務。その他、RPA (Robotic Process Automation)、デジタル化などの業務効率化に力を入れている。HP・ブログにて積極的な発信を行っている。雑誌寄稿も多数。

著書に、『十人十色の「ひとり税理士」という生き方』（大蔵財務協会、2018、共著）、『会計と決算書がパズルを解くようにわかる本』（日本実業出版社、2018）、『ネットビジネスの仕組みと税務』（第一法規、2019）、『所得税申告に係る資料の収集と分析』（税務経理協会、2020）、『クラウド会計を活用した電子帳簿保存法対応の実務』（日本法令、2023）等がある。

事務所 HP

<https://tomurazeirishi.com/>



個人ブログ

<https://rtomura-taxacc.com/>

